

令和3年第4回北海道議会定例会 少子・高齢社会対策特別委員会

開催年月日 令和3年(2021年)11月29日(月)
質問者 日本共産党 宮川 潤 委員
答弁者 少子高齢化対策監 京谷 栄一
高齢者保健福祉課介護運営担当課長 杉本 曜子
子ども子育て支援課自立支援担当課長 手塚 和貴

○宮川潤委員

ケアラー支援条例についてであります。国及び北海道は実態調査を行っております。道は、ヤングケアラーを含めケアラー等について、7月から8月にかけて調査を行いました。ヤングケアラーの調査は、時間的制約などもあり、ウェブサイトのみでの調査となりました。

ウェブサイトだけでは拾いきれない声について、まず、どう把握されてきたのか伺います。

また、調査結果について、有識者会議に報告をして議論を重ねるということでありました。どのような議論が行われ、どのような課題が明らかになりましたか伺います。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

実態把握等についてでございますが、先般実施をいたしました、ヤングケアラー支援に係ります実態調査は、周りの目を気にせず、気軽に多くの中・高生から御回答いただくことや、速やかに集計を行うため、道のウェブサイトを用いて実施したところでございます。

この調査に加えまして、大学生や関係機関などとの意見交換を通じ、ヤングケアラーに関する意識や今後の普及啓発、広報など必要な取組に対する考えも伺ったところでございます。

また、有識者会議では、調査結果を基にケアラーに関する認知度向上の必要性のほか、相談支援の充実、ヤングケアラーの早期発見の方策などにつきまして議論が行われたところでございまして、道民のおひとりおひとりに対する御理解の浸透や、相談支援機関など相談業務に関わります職員の質の向上、特に、ヤングケアラーにつきましては、本人に自覚を促すとともに、周囲の方の気づきにより発見をし、支援につなげることが重要であることなどの御意見があったところでございます。

○宮川潤委員

有識者会議でも出されたということですがけれども、ヤングケアラーの場合は、ケアの負担が大きいということに、ケアラー自身が気づいていないこともあります。

周りが、ケアラーやヤングケアラーに気づくことが重要だと思いますけれども、認知度が低いのではないですか。

この点の認識を伺うとともに、今後の取り組みについても、併せて明らかにしてください。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

認知度向上への取組についてでございますが、実態調査の結果では、ケアラー自身に自覚がないことのほかに、相談支援機関や学校など、周囲の理解度も低いこと、特にヤングケアラーであります子どもさんからは、約8割が誰にも相談したことがない状況にありますことから、今後更に、ケアラーに関する認知度を高めていく必要があると認識してございます。

このため、実態調査の結果や有識者会議の内容につきまして、ホームページを活用し広く情報発信を行いましたほか、市町村や相談支援機関に対しましては、調査結果を直接送付させていただき、ケアラー支援の重要性を再認識していただくとともに、道民の皆様に対しましては、先日、シンポジウムを開催するなど、様々な手法により、普及啓発に努めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、こうした取組を行いますとともに、有識者会議や関係機関からも御意見を伺いながら、より一層の認知度の向上に向けて取り組んでまいります。

○宮川潤委員

配られました「資料3」「ケアラー支援条例（仮称）」の制定についての2ページ目に基本理念が記述されておりますけれども、この基本理念のところに、「全てのケアラーが個人として尊重される」というふうに書かれています。

「個人として尊重される」ということは、この文言は憲法第13条を踏まえた規定だというふうに考えますけれども、なぜこれを理念として掲げるのか、お考えを伺います。

○高齢者保健福祉課介護運営担当課長

基本理念についてでございますが、ケアラーの方々には、ケアのため御自分の時間を十分にとることができず、心身の健康を損なったり、ケアに専念するために離職をしてしまうことや、周囲にも家族が介護することは当たり前との見方がございまして、特にヤングケアラーにつきましては、年齢や成長の度合いに見合わない過度な責任や負担を負うことで子どもらしい成長や学びに影響が生じることなどが懸念されているところで

ございます。

こうしたことから、全てのケアラーとその御家族等が孤立することなく健康で心豊かな生活を営み、将来にわたり自分らしく夢や希望を持って暮らすことができる地域社会の実現に向けて、基本理念に憲法第13条を踏まえました、個人としての尊重について規定をしたところでございます。

○宮川潤委員

ヤングケアラー支援について「本人の意向を踏まえて」とされています。

しかし、先程来報告の中で、ケアラー自身に自覚がないということがありました。自分が大変な状況に置かれているケアラーという立場にあるということについて、自覚がないという状況で、本人の意向を踏まえるということはなかなか難しいことだというふうに思います。つまりケアラー自身が自分の時間の多くをケアに割かれているために自己実現できない状況であると、そのことに気付かない、また、支援を受けることによって状況が改善されるということに気付いていないこともあります。

「意向」確認をする前に、ケアラー自身が置かれている状況、支援を受けることは権利であることなどを十分に理解していることが前提になるのではありませんか。

見解を伺います。

ケアラー自身にその自覚がないときに意向を踏まえるということでは、その置かれている状況など丁寧に説明していく必要があるというふうに思います。

○子ども子育て支援課自立支援担当課長

ヤングケアラー本人の意向についてでございますが、先般の実態調査の結果では、ヤングケアラーにつきまして子ども自身の自覚や学校側の理解度が低いこと、家族の世話をしている子どもたちの多くが、自由な時間を確保できないなどの悩みを抱えながらも、誰にも相談した経験がないことなどの現状が明らかとなったところでございます。

このため、道といたしましては、ケアをする側とされる側の双方や関係者の方々に、ヤングケアラーの置かれている状況や支援の必要性について正しく理解を深めていただき、本人の気づきを促すとともに、当事者である子どもの声を真摯に受け止め、悩みや希望に寄り添った支援を検討し、丁寧に対応することが不可欠であると考えており、今後とも、子どもの権利及び利益が最大限に尊重され、心身の健やかな育成と適切な教育の機会が確保されるよう取組を進めてまいりたいと考えてございます。

○宮川潤委員

この条例の制定に当たり、いかに広く道民の皆さんに呼びかけて、多くの意見や声を寄せていただくかということが重要だと考えております。

ヤングケアラーは、子ども期を、子どもとして、子どもらしく過ごすことが必要であ

ります。ケアラーが抱える困難を社会的に解決すべきだとの道民の共通理解を一層広げるべきでありますけれども、ケアを社会全体で支える取り組みをどう進めていくのか伺います。

○少子高齢化対策監

今後の取組についてでございますが、ケアラーの方々を応援し、支援をしていくためには、道民の皆様の共通理解を深めていただくことが大切でありますことから、道では、条例制定に向けたプロセスにつきましても道民の皆様と共有するなどしながら、認知度の向上に努めているところでございます。

また、本日からこの条例制定に向けたパブリックコメントを実施することとしておりまして、ホームページの活用による周知のほか、市町村、相談支援機関の御協力も得ながら、より多くの方々からの御意見をいただくよう努めることとしております。

道といたしましては、こうした取組のほか、今後ともあらゆる機会をとらえまして、ケアラー支援に関する道民おひとりおひとりの理解の促進に努めますとともに、庁内の連携会議を通じまして、関係部局や教育委員会の施策、有識者会議から提案されております支援方策などにつきましても体系的な整理を行った上で、計画的に展開することとしておりまして、市町村や関係機関などと一層の連携のもと、道民の皆様も含めましたオール北海道で、ケアラーとその御家族が安心して暮らすことができる環境整備を図ってまいりたいと考えてございます。

○宮川潤委員

憲法第13条は「すべて国民は、個人として尊重される」と、幸福追求権などを規定しておりますが、その憲法第13条と子どもの権利の尊重ということが、ケアラー支援条例の理念であるということが改めて明らかとなりました。

家族がケアする負担により、疲弊したり、自己実現が阻害される現実、社会保障の不十分さによるものであり、ケアの提供体制整備、自己負担の解消等によって解決されなければならないものと考えます。

この度、作ろうとしている支援条例は、家族やケアラーの負担の軽減にとどまらず、ケアのあるべき姿や、保育や介護などケア労働の正当な評価に結び付くこと、そして、人権保障の一部を構成する条例として役割を発揮するように期待することを表明して、質疑を終わります。